

給水補助加圧装置設置基準 新旧対照表

[新]	[旧]
<p>P.3</p> <p>2 給水装置の設計及び施工</p> <p>(4) 既設配管</p> <p>既設配管は、水道法施行令第6条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合し、老朽化等による赤水等の水質異常がないこと。また、水出不良、赤水、漏水その他異常が発生した場合、所有者の費用負担により、給水装置の取替え等を行うこと。</p>	<p>P.3</p> <p>2 給水装置の設計及び施工</p> <p>(4) 既設配管</p> <p>既設配管は、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合し、老朽化等による赤水等の水質異常がないこと。また、水出不良、赤水、漏水その他異常が発生した場合、所有者の費用負担により、給水装置の取替え等を行うこと。</p>